

LPガス  
人と地球にスマイルを

# ちば「炎の仲間」

発行

一般社団法人千葉県LPガス協会広報委員会  
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1  
TEL 043-246-1725  
FAX 043-243-6781  
E-mail : chibalpg@chibalpg.or.jp  
http://www.chibalpg.or.jp

毎月10日は保安の日

## 第3回 定例理事会を開催

去る7月16日(木)午後3時より、千葉県ガス石油会館(千葉市中央区中央港1-13-1)に於いて、Web形式を併用した一般社団法人千葉県LPガス協会第3回定例理事会が青木副会長の開会の辞で幕を開けました。全議案は慎重審議を重ね、議案通り承認され、池田業務執行理事の閉会の辞で幕を閉じました。

理事会終了後には、退任役員への感謝状と記念品の贈呈が行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加傾向にある情勢を鑑み、贈呈式を中止し、慰労会は延期して行うことといたしました。

- |     |  |
|-----|--|
| 議題1 | 千葉県LPガスロードマップの見直しについて<br>(意見交換事項)          |
| 議題2 | 県受託事業について<br>(審議・依頼事項)                     |
| 議題3 | 2020年度県指定保安講習会について<br>(審議・依頼事項)            |
| 議題4 | 防災基金の取崩しと被災事業者への<br>災害対策費の査定について<br>(審議事項) |
| 議題5 | LPガスワンランクアップキャンペーンについて<br>(報告・依頼事項)        |
| 議題6 | マイコンメーター復帰方法動画の販売開始について<br>(報告事項)          |
| 議題7 | 安全機器等普及状況調査結果報告について<br>(報告事項)              |
| 議題8 | その他  |

退任役員名簿

役職名	氏名	役員就任期間
副会長	越後谷 学	R1~
支部長	椎橋 孝幸	H25~(理事)H28~(支部長)
"	須之内 等	H28~(理事)H30~(支部長)
"	斎藤 豊久	H19~(支部長)
理事	並木 吉彦	H30~(理事)
"	野本 幸治	H30~(理事)
"	高須賀 登	H28~(理事)
"	越川 健一	H30~(理事)
"	根本 行雄	H26~(理事)
"	伊藤 光男	H25~(理事)
"	当摩 敦	H28~(理事)
"	飛塚 貴文	H30~(理事)
"	今関 智史	H30~(理事)
"	山倉 三男	H28~(監事)

### 【会長あいさつ要旨】

本日は令和2年度第3回理事会並びに退任役員の方々の慰労会のご案内を申し上げましたところ、新型コロナウイルスの影響が収まらない中、業務後多端の織り柄にも拘わらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また公務ご多忙中のところ、千葉県防災危機管理部産業保安課副課長開啓啓様のご出席をいただきましたこと、お礼申し上げます。

さて、最近の「新型コロナウイルス」情勢から、7月13日付で千葉県防災危機管理部産業保安課長名で、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請」が参りました。

当協会では、残念ながら、本日予定していましたが「退任役員の方々の慰労会」を延期することとしました。

従って、今回の会議は、WEB形式を主体にした会議となりました。「ウィズ・コロナ」という訳で、これからは新しい生活様式の時代の中での協会運営を心掛けて参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。

去る5月21日の当協会第8回定時社員総会では、公益社団法人の認定と販売登録取得することが承認されました。これらの取得が何を意味するのかを、改めて考えてみました。

エネルギー政策基本法では、「エネルギー供給に携わる事業者は、その事業活動に際しては、自主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの需給に関する施策に協力する責務を有する。」としています。

当協会定款の目的は、「この法人は、液化石油ガス等のエネルギーの安定供給の確保及び災害事故の防止並びに犯罪の防止と環境問題を含めた地域社会の健全な発展に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与すること。」としています。

従って、当協会は、平時だけではなく災害時を通してLPガス、エネルギーの安定供給に資する事業を継続することが求められていると考えます。

当協会の「災害の定義」では、新型コロナウイルスによる被災が原因で、LPガスの供給ができなくなった場合も、災害と定義付けしていますので、これからのウィズコロナの時代をどう乗り切るかも、検討しなければなりません。

このような中、資源エネルギー庁石油流通課から「一般財団法人エルピーガス振興センター」に委託した「石油ガス流通・販売業経営実態調査」アンケート調査実施にあたって、会員名簿の提供依頼がありました。企業情報の提供については、慎重に行っていますが、先ほど私が述べたように、エネルギー事業者の責務として行政に協力することと致しましたので、この実態調査にご協力をお願い致します。

本日の会議の議題1では、このことを再認識いただき、「千葉県LPガスロードマップ」を検証しながら協会運営について意見交換したいと考えております。

なお、他の議題においては、コロナの影響も視野に入れながらご検討をお願いすることもありますので、本日は、議事進行のスムーズな運営にご協力の程、宜しく願い申し上げます。

業界最新情報は協会HPの活動便りから！

## お知らせコーナー 千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室



本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

### 1 梅雨期及び台風期における防災体制の強化について

事業者等におかれましては、液化石油ガスに係る災害防止の観点から、下記の対応をお願いします。

- (1) 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻、突風等のおそれのある地域にあつては、充填容器等の設置場所及び充填所等における容器等の流出に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力的体制を適切に構築すること。
- (2) 高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻、突風等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。  
また、巡視点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。

### 2 エアコン室外機等との距離の確保について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、液石法）第16条の2において、液化石油ガス販売事業者は、供給設備が省令で定める技術上の基準に適合するよう維持することが義務付けられています。「充てん容器」については、液石法施行規則第18条第1号イの規定により、当該容器を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外におくことを規定しています。

今般、液化石油ガス販売事業者が充てん容器を設置した後に、エアコンの室外機や電気コンセント等の「着火源となりうる設備」が、当該容器を置く位置から2m以内に設置されるケースが散見されております。

液化石油ガス販売事業者におかれましては、容器と火気に該当する設備との距離の確保について、改めてご確認をお願いします。

### 3 大規模地震及び津波に係る対策の危害予防規程への追加について【炎の仲間224号に掲載済み】

#### (1) 改正の内容

高圧ガス保安法（以下、高圧法）に規定する第一種製造者は経済産業省令（以下、省令）に記載する事項を、危害予防規程に定め、都道府県知事等に届け出ることとされています。（高圧法第26条）

高圧法の省令の一部が改正され、危害予防規程に定める事項が追加となりました。

（平成30年11月14日公布、令和元年9月1日施行）

#### (2) 具体的な規定の内容

##### ア 大規模な地震に係る対策の追加

###### (ア) 対象事業所

高圧法に規定する全ての第一種製造者

###### (イ) 内容

大規模地震に係る防災及び減災対策に関すること。

##### イ 津波に係る対策の追加

###### (ア) 対象事業所

高圧法に規定する第一種製造者のうち津波防災地域づくりに関する法律により、津波浸水想定\*が設定された区域内にある事業所

\*千葉県は平成30年11月13日に公表。市町村等が定めるハザードマップとは異なるので注意が必要です。県のHPから確認できますが、PDF版では詳細を確認できないため、各事業所が区域内か否かはちば情報マップで拡大して確認する必要があります。

###### ちば情報マップ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jousei/chibamap/index.html>

###### PDF

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kendosei/tsunami-shinsuisoutei.html>

#### (イ) 追加内容

- 1 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。
- 2 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。
- 3 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。
- 4 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。
- 5 充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。）。
- 6 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。
- 7 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

#### (3) 経過措置

改正前に危害予防規程の届出をしている事業所は、施行の日（令和元年9月1日）から一年間は、なお従前の例によることとされていることから、危害予防規程を改正し、令和2年8月31日迄に県へ届出する必要があります。



## 新しい生活様式？

**銚子支部 有限会社根本商店 専務取締役 根本 吉規**

弊社はガス・燃料のほかに、米穀販売・米菓製造を行っております。3月から6月初旬にかけては、「ステイホーム」、「千葉県内外の移動の自粛」などの影響で、米菓製造の売上はお土産品としての需要や、お彼岸などのお使い物としての需要は、人に会う機会が少なくなったため昨年よりも落ち込みました。これは昨年秋の台風被害の傷が癒えてきたころに起こってしまった為、売上の的には厳しいものになってしまいました。

ただ一方では、いわゆる「ステイホーム」のおうちでのお籠り需要。家に居る時間が増えたので、ガス・燃料の販売は昨年よりも微増し、米穀販売はニュース報道でご存じの買い占め騒動もあり、弊社での店頭販売数量も多少増えました。が、それ以上にお米のインターネット販売が2月から伸びました。(とはいえ、会社全体の売上で見ると昨年同月より減少していますが…)

報道等によく耳にする「新しい生活様式」。新しい生活様式としての、インターネット販売や、キャッシュレス決済も含めたICTの普及が今までよりもハードルが低くなり、もっと進むのかなと個人的に感じました。

ICT (Information and Communication Technology) は、これまでの IT (Information Technology) に加え、Communication が入っている

ので、単なる通信技術だけではないスマートフォンに代表されるネットワーク上で手軽に情報の伝達・共有が行える考えです。

(テレワーク等もそうですよね)

スマートフォンで商品を検索して、そのままキャッシュレスで、クレジットカードや電子マネーで決済。

それ自体は今までもできていましたが、これからはそのハードルがもっと低くなって、もっと身近に簡単に



生活の一部として、もっとウエイトを占めてくるように感じます。

新しい生活様式として目指す現実が、映画「バック・トゥ・ザ・フューチャー」の未来の世界(といっても2015年で、もう過ぎてますが…)のように生活にドラスティックに変わる転換期がもうすぐそこまで来ているかもしれませんね。

## 県指定保安講習会 9月に開催

例年6月に開催をしている、「県指定保安講習会」は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期となり、右表の通り9月に各会場で開催することとなりました。

受講対象者は、①販売登録事業者、②保安機関認定事業者、③設備工事事業者、④輸送事業者及びこれらに従事している方々です。ただし、本年度は、新型コロナウイルス対策上から、密を避けるため、原則、各事業者(所)1名でのご受講をお願いし、出席された方は、各事業所内において社内研修をして頂き、当該講習内容の周知に努めていただくようお願い致します。

なお、輸送員の再講習(千葉県高圧ガス輸送保安基準第7条)を兼ねておりますが、輸送従事者については、代替措置を講ずることを検討しておりますので、決定し次第別途通知いたします。

皆様方には感染症拡大防止の対策を講じたうえで、ご参加をお願いいたします。ご参加当日は検温をしていただき、37.5度以上の発熱がある場合にはご参加をお控えいただきますようお願いいたします。

月日	曜日	時間	該当支部	会場	備考
9/2	水	13:30~	千葉、船橋、市川	千葉市民会館	※駐車場なし
3	木	13:30~	香取	香取市佐原中央公民館	
9	水	13:30~	安房	南総文化ホール	
11	金	13:30~	松戸、野田、柏	流山市文化会館	
14	月	13:30~	木更津	君津市民文化ホール	
15	火	13:30~	印旛	成田国際文化会館	
16	水	13:30~	-	LPガス協会議室 (WEB形式)	※事前申込要
18	金	13:30~	長夷、東金	東金文化会館	
24	木	13:30~	銚子、海匠	東総文化会館	
28	月	13:30~	市原、農協	市原市民会館	

※会場での受講を望まれない方は、9/16(水)のWEB形式で受講をお願いいたします。

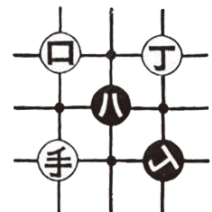
その際、事前申込みとして

**「支部名、事業所名、事業所住所、連絡先、出席者名、担当者名」**

を協会事務局までメールでご連絡ください。

⇒【申込先：千葉県LPガス協会

MAIL: chibalpg@chibalpg.or.jp TEL: 043-246-1725】



新型コロナウイルス感染拡大防止の特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ予断を許さない状況です。ただ、この経験からたくさんの方の事を学ばせていただきました。その中でも、我々の業界は、その地域の生活者に支えられていることにあらためて気づかせていただきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ予断を許さない状況です。

いろいろな業界が厳しい状況の中、地域の生活者のおかげである程度の売上は見込めました。

各地域には、大企業と我々のような中小企業が存在します。そして、その企業を例えると、大企業は動物です。我々中小企業は植物です。大企業の動物はエサのある所に自由に動きまわり、美味しいエサがなくなったら、美味しいエサを求めて別の場所に移動します。その地域の方々が困ろうが関係なく、移動してしまいます。

それに比べて、我々中小企業は植物ですから、その地域に根を張り、自由に動くことはできません。我々が生きるためには、その地域から栄養をもらうしかないので、その地域から栄養をもらうためには、その地域を耕していい土壌にしなくてはなりません。

これからは、今まで以上に各地域をいい地域にすることが、我々の使命なのかもしれませんね。

染谷 安則 記

**空家の充てん容器は必ず撤去しましょう！**